

指定情報処理機関制度

総務省自治行政局住民制度課

1. 制度の概要

都道府県から住民基本台帳法第30条の10第1項に規定する本人確認情報処理業務の委任を受けることができる者を指定する制度。

2. 指定、登録等の基準

○ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）

（指定の基準）

第三十条の十二 総務大臣は、他に第三十条の十第一項の規定による指定を受けた者がなく、かつ、同条第二項の規定による申請が次の基準に適合していると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 職員、設備、本人確認情報処理事務等（指定情報処理機関が行う本人確認情報処理事務、前条第三項及び第五項から第九項までに規定する事務並びに第三十条の三十七、第三十条の三十八及び第三十条の四十に規定する事務をいう。以下同じ。）の実施の方法その他の事項についての本人確認情報処理事務等の実施に関する計画が本人確認情報処理事務等の適正かつ確実な実施及び本人確認情報の保護のために適切なものであること。

二 前号の本人確認情報処理事務等の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 一般財団法人であつて、地方公共団体が基本財産たる財産の全部又は一部を拠出しているものであること。

四 申請者が、本人確認情報処理事務等以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて本人確認情報処理事務等の適切な執行が困難となるおそれがないこと。

2 総務大臣は、第三十条の十第二項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第三十条の二十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第一号に該当する者

ロ 第三十条の十六第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

○ 電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人 地方自治情報センター	平成11年11月1日	03-5214-8000	指定要件を満たしているため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答
特になし。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

○ 住民基本台帳法

(指定情報処理機関の指定等)

第三十条の十 (略)

4 委任都道府県知事は、指定情報処理機関に第一項の規定により指定情報処理機関が行う第三十条の七第三項の規定による本人確認情報の提供に係る手数料（次項において「情報提供手数料」という。）を指定情報処理機関の収入として收受させることができる。

5 前項の場合における情報提供手数料の額は、委任都道府県知事の統括する都道府県の条例で定めるところにより、指定情報処理機関が定めるものとする。この場合において、指定情報処理機関は、あらかじめ、当該情報提供手数料の額について委任都道府県知事の承認を受けなければならない。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直しの結果（2008年4月1日現在）
改正の必要なし。

7. 政策評価

http://www.soumu.go.jp/menu_02/hyouka/pdf/070710_3_se12.pdf (PDFファイル)